

## 【梅田1丁目地区の都市再生整備計画区域に設ける入札対象施設等（特例道路占用区域に設ける施設等）に係る入札占用指針】についての質問に対する回答

通番	受付日	質問内容	回答
1	令和7年11月25日	入札占用指針 7ページ 2. (2) 2)、資料I 5ページ 2. (4) 2) ・広告板 大阪駅前地下道（西広場（一部））の面積について、前者では38.55m <sup>2</sup> と表記されていますが、後者（西広7～西広20の合計値）を計算すると39.93m <sup>2</sup> になります。後者39.93m <sup>2</sup> にて検討することよいでしょうか。	問題ありません。資料Iに合わせ、入札占用指針を一部修正しました。
2	令和7年11月25日	入札占用指針 42 ページ 8. (2) ・収支計画表において、本件業務ごと、業務経費ごとの金額算定を求められていますが、実際は業務を跨いで備品を共有することなどが想定されます。また、本件業務ごと、業務経費ごとで予算策定するとなると、すべての項目で保守的な予算計上をしなくてはならず、経費想定が過大になってしまいますが、地下道維持管理負担金等、業務と使途が明確なもの以外は、合理的な範囲で流用しても問題ないでしょうか。	本件業務のうち、公的活動業務内の流用であれば問題ありません。なお、広告事業以外の収益活動業務については、入札占用指針の4-(12)-2)-イのとおり、個別の収益活動業務ごとに収支を区分してください。
3	令和7年11月25日	入札占用指針 45 ページ 12. (4) ・落札者の決定に際し、各項目及び全体について、足切り点（最低充足すべき点数）はあるのでしょうか。	各項目及び全体について、最低充足すべき点数については設定していません。ただし、指針に記載のとおり、提案された内容が各必須業務の基本的な考え方と比べて著しく妥当性を欠く場合や、事業計画に照らして収支計画に実現可能性がない、収入又は収支の見込みについて妥当でない等、特定の項目において著しく評価が低い場合は失格とする場合があります。
4	令和7年11月25日	資料I 10ページ 2. (8) ・イベントスペースの奥行（縦A：3,000mm）が柱の北側～壁面となっていますが、都市再生整備計画P22では柱南側～壁面となっています。イベントスペースの利用に際し自由度が高まるところから、後者の範囲を占用することについて貴市との協議は可能でしょうか。	ご質問の事項につきまして、協議の必要はありません。なお、都市再生整備計画に合わせ、資料Iを一部修正しました。
5	令和7年11月25日	資料I 13ページ 4. (8) 8) ・デジタルサイネージ広告枠のうち、まちの利便性や安全性を高める各種の情報や、まちの魅力を向上させる映像等を提供し、その割合が1/4を超えていることとありますが、掲出すべき公共情報がない場合は、広告枠として使用してもよいでしょうか。	まちの利便性や安全性を高める各種の情報や、まちの魅力を向上させる映像等（以下、「公共公益情報」という。）については、資料Iに記載のとおり、原則として、その割合が1/4を超えていることが条件となります。ただし、やむを得ず、公共公益情報として掲載する情報がない場合は、本市と協議のうえ、広告の掲出も認めることとします。なお、公共公益情報について、本市から掲出を指示する場合があります。
6	令和7年11月25日	資料II 21ページ ④ ・小規模修繕のみが対象となり、交通事故等による損傷や老朽化による損傷については、対象外という認識でよいでしょうか。	交通事故等による物損については、原則として、原因者復旧を想定しています。ただし、緊急的な措置が必要と本市が判断した場合、原因者の所在に関わらず措置対応いただき、その際は小規模修繕の対象となります。老朽化による損傷については、小規模修繕の対象となります。なお、その他の個別の損傷については、本市と協議のうえ、対応を決定するものとします。
7	令和7年11月25日	資料II 1～28ページ ・道路工事や民間企業による道路法第24条による施行承認工事が実施される範囲は、維持管理範囲の対象外になるという認識でよいでしょうか。	道路工事や民間企業による道路法第24条による施行承認工事が実施される範囲については、原則として、維持管理範囲の対象外となります。ただし、『巡視・点検』については、道路法第24条による施行承認工事が実施される範囲に含まれている場合においても、異常及び危険箇所等の発見を行ってください。